仕様書(物件番号１)

１　機器設置の条件

(1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(2) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。

２　販売品目の条件

(1) 販売品目は、缶又はＰＥＴボトルのスポーツ飲料、ミネラルウォーター、果汁飲料、乳製品飲料、乳酸菌飲料、お茶、紅茶、ココア、スープ、コーヒー、炭酸飲料（無糖）等の飲料とし、炭酸飲料（無糖を除く）、栄養ドリンク、酒類及びたばこの販売を行わないこと。

　また、容器は、缶３５０ｍｌ以下、ＰＥＴボトル５００ｍｌ以下（お茶、ミネラルウォーターは６００ｍｌ以下）とすること。

　なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。（商品の変更の場合も含む）

(2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。（１０円未満は切り捨て）

(3) 販売時間は、２４時間（午前０時から午後１２時まで）とする。

３　維持管理責任

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

(3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。

(4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

４　売上実績の報告

　本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、岐阜県が報告を求めた場合は提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

５　その他

　自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

仕様書(物件番号２)

１　機器設置の条件

(1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(2) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1000 円紙幣が使用できること。

２　販売品目の条件

(1) 販売品目は、パン等の食物とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。（商品の変更の場合も含む）

(2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。（１０円未満は切り捨て）

(3) 販売時間は、２４時間（午前０時から午後１２時まで）とする。

３　維持管理責任

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 販売品の搬入の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。

(3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

(5) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

４　売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、岐阜県が報告を求めた場合は提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

５　その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。

令和５年度

配置図	縮尺	1／1200(A4) 0 10 20 30 40 m	学校名	飛騨神岡高等学校	調査番号	(都道府県) 21	(市町村)	(学校) 5606	整理番号

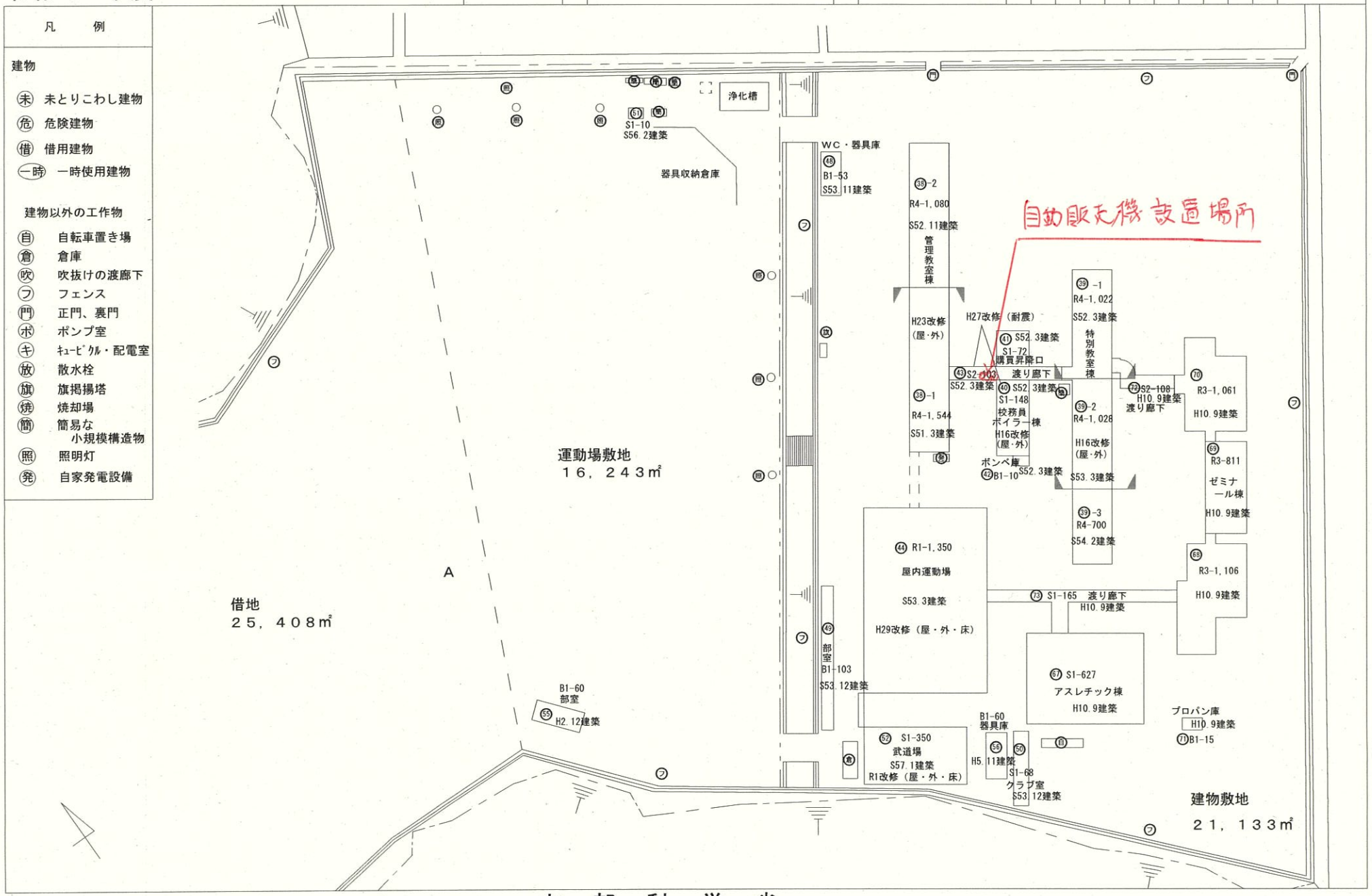

文部科学省
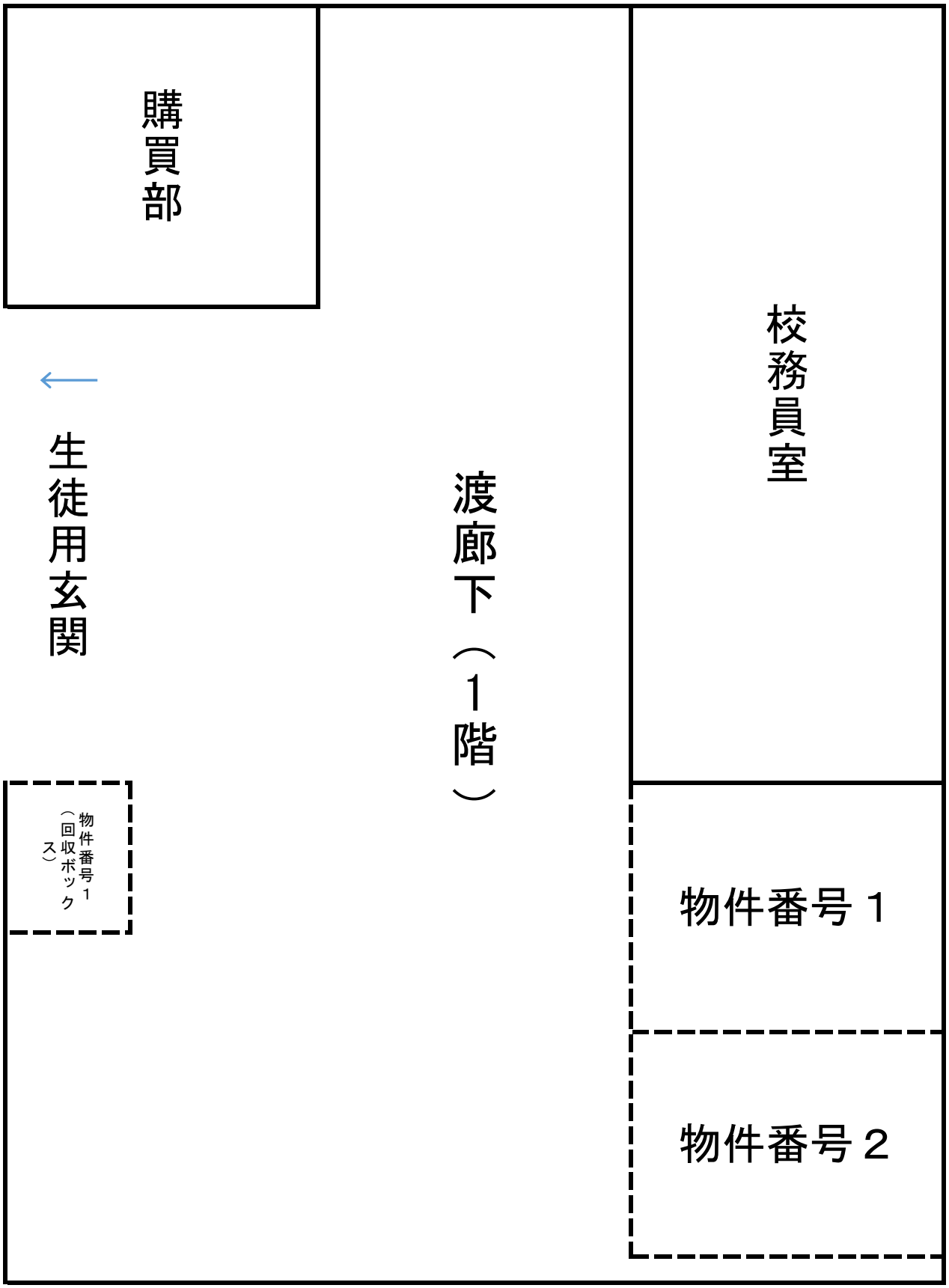
岐阜県立飛騨神岡高等学校購買部自動販売機位置図